

第3回薬剤師の行政処分の 在り方等に関する検討会	H19.5.10
資料 1	

検討項目ごとの議論の整理と考え方（案）について

1－1 再教育の内容について	1
1－2 再教育の対象者について	12
1－3 再教育の修了評価について	15
1－4 再教育の提供者等について	20
2－1 戒告処分の在り方について	25
2－2 業務停止処分の在り方について	30
2－3 免許取消し処分の在り方について	32
3 その他	34

1-1 再教育の内容について

改正後の薬剤師法第8条の2第1項においては、再教育の内容については、(1) 薬剤師としての倫理の保持又は(2) 薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修と定めている。

(再教育研修)

第8条の2 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

〔論点1〕被処分者によって処分理由や処分内容が異なる下で、再教育の内容について個々のケースにおける背景や事情を考慮することをどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・ 医師に比較し働く場が多様であり、起こりうる事例に差があるのではないか。
- ・ 企業での薬事法上の規定により、薬剤師として行っている業務について、何らかの社会の規範を逸脱した場合について、処分と再教育の問題をどう考えるか。
- ・ 倫理の保持に関する研修は、どの事例についても共通にすべきではないか。
- ・ 知識・技能に関する研修は、事故（行政処分）の内容に鑑みて対応が異なる。

考え方（案）

必要とされる再教育の内容については、倫理または知識・技能に関する研修にかかわらず、処分理由及び処分内容に基づき、異なるものと考えられる。

なお、薬剤師の職域の違いを考慮する必要はない。

[医師の場合]

「4-2 再教育の内容

職業倫理・医療技術のいずれにおいても、被処分者の処分理由及び置かれている個々の状況によって、必要とされる再教育の内容が異なる。また、一律のカリキュラムに基づく座学を中心とした講習のみで、十分な再教育の効果を期待することは容易ではない。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

〔論点2〕研修の内容についてどう考えるか。

- (1) 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」の内容についてどう考えるか。
- (2) 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の内容についてどう考えるか。
 - ・ 「薬剤師として必要な知識及び技能の研修」を実施しなければならないのは、どのような場合か。薬剤に関連した医療事故が発生していることや薬剤師の行う業務が一層高度化していることをどう考えるか。また、業務停止期間が長期にわたる場合における薬学知識の不足と調剤技術の低下をどう考えるか。
- (3) 研修方法の一つとして教育的講座の受講を考える場合、講義内容をどう考えるか。特に「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」において、法令違反により行政処分を受けた者に対する法令遵守の徹底を図ることをどう考えるか。また、「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」において、教育的講座により薬学知識の不足や調剤技術の低下を補うことをどう考えるか。

(1) 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」の内容についてどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・ 倫理の保持に関する研修は、どの事例についても共通にすべきではないか。(再掲)
- ・ 生涯教育として、倫理、コミュニケーションを再教育することは重要である。
- ・ 企業の薬剤師に対してどのように考えるか。
- ・ ヒューマニズムを実地に身につけ損なったこれまでの薬剤師に対する再教育はどうすべきか。
- ・ 医師、薬剤師、看護師は、一つの土俵で同じ倫理感（特に医療倫理、生命倫理）を持つように1回は一緒に倫理面の研修を行うのも良いかもしれない。
- ・ 社会奉仕やボランティア活動も積極的に行って欲しい。
- ・ 被害者の話を聞くのも効果的である。
- ・ 医療人としての倫理を身につける（押さえる）必要がある。
- ・ 倫理は、一緒に教育を行い、その中で事例検討を通じて議論しながら事故例について意見交換をするのも一つの対応。
- ・ 医師、看護師、薬剤師の三者が集まって、それぞれの業務がそれぞれ何であるのかという職務内容記述書（ジョブ・ディスクリプション）を明確にすることが必要。

考え方（案）

倫理の保持に関する研修については、研修を通じて、薬剤師として求められる職業倫理を再認識する必要性などから、医師などと同様、教育的講座の受講、社会奉仕活動などが考えられる。

また、他の医療従事者と一緒に研修することや、事故事例をもとに意見交換することも有用と考えられる。

[医師の場合]

「4-2 再教育の内容

① 職業倫理に係る再教育の内容について

医師は、身に付けた専門的な医学知識と医療技術に基づき免許を付与され、疾病を治療する目的で人の心身に侵襲を加えることを許されている特別な職業である。患者は、医師の職業倫理に基づく自律性を信頼し、医師に生命を委ねている。医師による医療行為が職業倫理に拠っていることは、国民の医療に対する信頼の根幹をなすといえる。

日本医師会においては、医師の基本的責務として、医学知識・技術の習得と生涯教育、研究への関与と並んで品性の陶冶を挙げ、次のような責務が医師にあるとしている。

「医師は医業の尊厳と医師としての名誉を重んじ、患者や社会の信頼に応えるよう努めなければならない。この名誉や信頼は、医学知識や医療技術だけでなく、誠実、礼節、品性、清潔、謙虚、良いマナーなどのいくつかの美德に支えられ培われてきたものであり、医師個人として

品位の向上と保持に努めることは、社会および医師集団に対する医師の義務である」（日本医師会 医師の職業倫理指針）

このようなことを踏まえ、職業倫理に係る再教育においては、教育的講座の受講、社会奉仕活動、心身の鍛錬、読書、執筆等の中から各被処分者が助言指導者の支援のもとで、置かれた状況にふさわしいものを組み合わせて実施し、よって自省と自己洞察を行うものとすることが適当である。

再教育の一環としての講習会においては、医療関連法規、保険診療制度、医療倫理学、行政処分を受けた事例の提示などの講義を受講することや、患者団体、医療事故の被害者から経験談を聞く機会を設けることが考えられる。また、医療事故の事例について意見交換することも有用である。」

*「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

「3. 団体研修

(2) 研修内容

団体研修の内容は、法令遵守及び職業倫理に関する事項、医療事故の予防に関する取組に関する事項、インフォームド・コンセントに関する事項等とすること。」

「4. 課題学習

(1) 学習内容等

課題学習に係る再教育の対象者（以下「課題学習対象者」という。）が行うべき課題学習の内容は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 医業停止等6ヶ月未満の処分を受けた医師等 課題研究及びその成果物としての論文（以下「課題論文」という。）（課題論文は一以上とすること。）
- ② 医業停止等6ヶ月以上1年未満の処分を受けた医師等 課題研究及び課題論文（課題論文は二以上とすること。）

なお、課題研究及び課題論文の内容は、原則として、当該対象者の処分の原因となった事由に関連する内容でなければならないこと。ただし、医業停止等6ヶ月以上1年未満の処分を受けた医師等については、少なくとも一の課題論文について、処分の原因となった事由に関連する内容のものであればよいこと。」

*「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」（平成19年3月医政発第0330002号）

(2) 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の内容についてどう考えるか。

- ・ 「薬剤師として必要な知識及び技能の研修」を実施しなければならないのは、どのような場合か。薬剤に関連した医療事故が発生していることや薬剤師の行う業務が一層高度化していることをどう考えるか。また、業務停止期間が長期にわたる場合における薬学知識の不足と調剤技術の低下をどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・ 「薬剤師として必要な知識及び技能」とは何かを検討するには、事例の詳細な分析が必要ではないか。
- ・ 処分事例の内容に鑑みて対応が異なるのではないか。
- ・ 医師の場合に比べると、事例が非常に少なかった。
- ・ 再教育が必要となるような事例や表面化していない事例を抽出することはできるか。(ただし、ヒヤリ・ハットとは次元が異なる。)
- ・ 将来的な薬剤師の仕事を考えて検討すべきである。
- ・ 最近の病院における薬剤師業務は、仕事の量、質ともに変化している。
- ・ ベットサイドでの薬剤師業務（手技、投与経路、濃度、投与日数、投与速度などのチェック）については、薬剤師が責任を負う立場にあるのではないか。
- ・ 持参薬による事故は、薬剤師の基本的な業務として将来的に問われるのではないか。
- ・ 技術については、再確認で良いのか。薬についても新しい概念の薬ができるので、そこまでの知識・技術を再教育すべきでないか。
- ・ 医薬品は、どんどんと新しくなるので、最新の知識を再教育すべきである。
- ・ 薬剤師としてのコアの技術・知識は何か。
- ・ 病棟や薬局で指導者のもとで一定期間指導を受けることが最適。
- ・ いろいろな形の教育を組み合わせて行くことになるのではないか。
- ・ プロセスを重視する必要がある。
- ・ コンプライアンス向上のための服薬指導の技術、医師と患者の仲介なども薬剤師の仕事である。

考え方（案）

薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修については、処分事由が業務上の知識の欠如や技術上の問題に起因している場合に行なうことが適当であり、教育的講座、実務研修、個別研修などの方法が考えられる。また、調剤等を起因とした医療事故の場合もその対象と考えられる。

業務停止期間が相当程度長期にわたる場合や再免許を受けようとする場合には、知識の不足や技能の低下を補うため、技術研修が必要である。

[医師の場合]

「4－2 再教育の内容

② 医療技術に係る再教育の内容について

医療技術に係る再教育については、被処分者の医業再開に対して国民や患者の不安が生じることのないように、2つの観点から検討した。

一つは、行政処分の理由が特定の医療技術上の問題から生じていると考えられる場合には、当該技術について評価を行い、被処分者の能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とすることである。

もう一つは、医業停止期間が相当程度長期にわたる場合に、医業復帰に当たって、医業停止期間における医学知識の不足と医療技術の低下を補うとともに、再就業先の環境に応じた医療技術の修得を支援することである。

いずれの場合においても、当該医療技術分野において専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者を一定期間指導のもとに置くことにより、当該医師の医学知識と医療技術の評価を行うことが目的である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

(3) 研修方法の一つとして教育的講座の受講を考える場合、講義内容をどう考えるか。

特に「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」において、法令違反により行政処分を受けた者に対する法令遵守の徹底を図ることをどう考えるか。また、「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」において、教育的講座により薬学知識の不足や調剤技術の低下を補うことをどう考えるか。

◆これまでに出された意見

考え方（案）

教育的講座については、倫理の保持に関する研修として実施する場合か、知識や技術の不足による場合かにかかわらず、受講を通じた反省、法令遵守の徹底、薬学知識の不足・調剤技術の低下を補うための研修方法の一つとして考えられる。

[医師の場合]

「4－2 再教育の内容

① 職業倫理に係る再教育の内容について

職業倫理に係る再教育においては、教育的講座の受講、社会奉仕活動、心身の鍛錬、読書、執筆等の中から各被処分者が助言指導者の支援のもとで、置かれた状況にふさわしいものを組み

合わせて実施し、よって自省と自己洞察を行うものとすることが適当である。

再教育の一環としての講習会においては、医療関連法規、保険診療制度、医療倫理学、行政処分を受けた事例の提示などの講義を受講することや、患者団体、医療事故の被害者から経験談を聴く機会を設けることが考えられる。また、医療事故の事例について意見交換することも有用である。」

「② 医業停止による被処分者の医療技術の低下について

行政処分を受けた医師の大部分が、最終的に医業に復帰している現状を踏まえれば、医業停止期間終了後に、被処分者が、必要な医学知識・医療技術を有していることが求められる。しかし、年単位の長期に及ぶ医業停止については、停止前の医療技術を保つことが困難であるのみならず、停止期間中の医療技術の進歩をも十分に修得できていない懸念がある。

現状では、こうした、医業停止期間終了後に再開される医業の質については、各被処分者の自助努力にゆだねられている。医師という職業には高い自律性が期待されているので、行政処分によって反省を促せば十分ではないかとの考え方もあるが、医学の進歩の速さや医療の質と安全についての国民の関心の高まりを踏まえれば、より積極的な対応を行うことが必要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点3] 研修の期間についてどう考えるか。

- (1) 「倫理の保持に関する研修」の期間をどう考えるか。
- (2) 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の期間をどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・ 処分の期間が短くて再教育が終わらないことも起こり得るが、その場合は、継続して再教育は行う。
- ・ 基本的には、医師と同じスタンスでないとおかしいのではないか。
- ・ 大学での教育は12回あるいは14回くらいの4ヵ月程度の期間で教育している。
- ・ この程度の期間でロールプレイなども含めてはどうか。
- ・ 再教育における倫理研修は、その期間で倫理感を身につけるのではなく、身のつけ方を修得させることになるのではないか。
- ・ 一定の期間が修了すると基本的に就業できるため、論理的には、就業しながら研修を受ける形にならざるを得ない。
- ・ 研修は、行政処分の期間が終了する前に行つた方が良いのか、特に業務停止免許取消の場合、どのタイミングで行うのか検討すべきである。
- ・ 業務停止を受ける処分の事案の内容によって再教育をいつ行うかを整理していくのではないか。
- ・ プロセスを重視する必要がある。(再掲)
- ・ 倫理的な問題で生じた事故による処分で、長期間離職していたときの技術的な再教育をどうするか。
- ・ 業務停止、あるいは免許取消を受けた者が再免許を受けるときに、どの時期に研修を行うのかについて議論すべき。
- ・ 条文上、研修は、業務再開の前提条件ではない。罰金50万円を支払えば第32条の問題のみである。
- ・ 業務停止の場合、停止期間の内側に再教育を置くべきか、処分明けに再教育期間を設けて、それを経なければ業務復帰できないと考えるか。
- ・ 処分明けの場合、当初課せられた業務停止期間に加え、再教育の期間が働けなくなる期間になるため、そこをどう捉えていくか。
- ・ 知識は業務停止期間中でもできるが、技術的な面の教育については、処分明けに実地をやるべき。(薬剤の技術がどう絡むかは不明)。
- ・ 処分明けに、その技術を指導者の関与により、相互に確認し、その結果を報告書に書くような対応が必要ではないか。

考え方（案）

再教育研修の期間については、処分類型や処分期間にごとに定める必要がある。]

[医師の場合]

「4-2 再教育の内容

① 職業倫理に係る再教育の内容について

再教育の期間は、講習会の受講だけでなく、助言指導者とともに倫理面において自ら見つめなおし、職業倫理を高める機会であることから、3ヶ月から1年程度の比較的長期となることが考えられる。これは、個別処分事例ごとに定める必要がある。」

「② 医療技術に係る再教育の内容について

当該医療技術分野において専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者を一定期間指導のもとに置くことにより、当該医師の医学知識と医療技術の評価を行うことが目的である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

「2. 再教育の内容等

(1) 再教育の内容は倫理研修及び技術研修とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとすること。

① 戒告処分を受けた医師等 団体研修

② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等 団体研修及び課題学習

③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 団体研修及び個別研修」

「3. 団体研修

(1) 研修期間

団体研修に係る再教育の対象者が受けるべき団体研修の期間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 戒告処分を受けた医師等 1日以上

② 医業停止等の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 2日以上」

「5. 個別研修

(1) 研修時間

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）が受けるべき個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 医業停止等1年以上2年未満の処分を受けた医師等 80時間以上

② 医業停止等2年以上の処分を受けた医師等 120時間以上

なお、個別研修として、医業又は歯科医業（以下「医業等」という。）を伴う研修を行おうと

する場合には、当該医業等を伴う研修については、医業停止等の期間が終了した後又は再免許を受けた後に行うことになること。」

*「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」(平成19年3月医政発第0330002号)

[論点4] 再就業先（病院、薬局など）の環境を考慮することをどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・ 将来的な薬剤師の職場を考えて検討すべきではないか。
- ・ 大学あるいは日薬、病薬の指定した場所で基礎が身に付いていれば、再就業先の環境に応じた医療技術の修得ができるようと考えるのが良い。
- ・ 再就職先が決まらない場合どうするのか。
- ・ 薬局で処分を受けた薬剤師が、病院に再就職する場合は、病院で技術の習得を行うことになる。

考え方（案）

再就業先の環境を考慮することが望ましいが、再就業先が未定または変更の場合もあり得るため、少なくとも制度の趣旨をもって処分前の就業状況を踏まえた研修を受講することとする。

〔医師の場合〕

「4-2 再教育の内容

② 医療技術に係る再教育の内容について

医療技術に係る再教育については、被処分者の医業再開に対して国民や患者の不安が生じることのないように、2つの観点から検討した。

一つは、行政処分の理由が特定の医療技術上の問題から生じていると考えられる場合には、当該技術について評価を行い、被処分者の能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とすることである。

もう一つは、医業停止期間が相当程度長期にわたる場合に、医業復帰に当たって、医業停止期間における医学知識の不足と医療技術の低下を補うとともに、再就業先の環境に応じた医療技術の修得を支援することである。

いずれの場合においても、当該医療技術分野において専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者を一定期間指導のもとに置くことにより、当該医師の医学知識と医療技術の評価を行うことが目的である。

評価の結果、仮に医学知識・医療技術に問題があれば、助言指導者は問題点を研修評価書に記載する。同時に被処分者も、自らの医療技術上の問題点を認識した上で、厚生労働省に提出する研修実施報告書において、医業再開に当たっては適切な修練を積むか、或いは、自らの能力と適性に応じた就業環境を選択する旨を自己評価として記載する。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

1-2 再教育の対象者について

改正後の薬剤師法第8条の2第1項においては、再教育の対象者として、(1) 戒告処分又は業務停止処分を受けた薬剤師、(2) 免許取消し処分を受け、再免許を受けようとする者に対して、再教育を命ずることができることとしている。

(再教育研修)

第8条の2 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

[論点1] 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」の対象者についてどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・ 企業の中の薬剤師が品位を損なうことを行った場合、事業者としての問題か、個人としての問題か確認しておいた方が良い。
- ・ 処分の内容にかかわらず、倫理面での教育は必要。
- ・ 企業の薬剤師に対してどのように考えるか。（再掲）
- ・ 倫理の保持に関する研修は、どの事例についても共通にすべきではないか。（再掲）
- ・ 繰り返し事故等を起こす者、いわゆるリピーターについては、技術的な未熟さ以上に倫理感の問題ではないか。（未熟さを直そうとしない倫理観）
- ・ 医療行為とは別のレベルの処分であっても、倫理・法令の再教育は必要。

考え方（案）

倫理の保持に関する研修については、処分を受けたことに対する自省の機会と捉えれば、処分を受けた者の全てを対象とする。免許取消処分を受けた場合であっても、再免許を受けようとする場合にあっては研修が必要である。

[医師の場合]

「4-3 再教育を受けるべき対象者

行政処分を受けた医師に対する再教育については、処分後医業を再開する可能性があることが前提であるので、医業停止処分を受けた者を対象として想定する。

免許取消処分については、免許の再交付がなされる例があるものの、再交付および医業への復帰

を前提とした行政処分ではないことから、免許取消を受けた者については、再教育の対象とはならない。ただし、将来的に免許の再交付がなされる場合においては、再教育を義務付けることが適当である。」

「① 倫理研修について

職業倫理に関する再教育（倫理研修）については、行政処分を受けた際に職業倫理について自ら省みる機会を提供するという観点から、行政処分を受けた者全てに実施すべきである。」

「6－5 免許取消処分を受けた場合の再教育の取扱いについて

免許取消処分を受けた場合には、医業に復帰することを前提としていないので、再教育は不必要と考えられる。しかし、再免許を与える場合には、その条件として再教育が課されるべきである。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点2]「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の対象者についてどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・企業の中の薬剤師が品位を損なうことを行った場合、事業者としての問題か、個人としての問題か確認しておいた方が良い。(再掲)
- ・企業の薬剤師に対してどのように考えるか。(再掲)
- ・倫理の保持に関する研修は、どの事例についても共通にすべきではないか。(再掲)

考え方（案）

知識及び技能に関する研修については、医療事故を理由とした処分の場合や業務停止期間が長期に及ぶ場合、再免許を受ける場合の被処分者を対象とし、技術的な事由によらない処分の場合には、原則として技術研修を要しない。

[医師の場合]

「4-3 再教育を受けるべき対象者

行政処分を受けた医師に対する再教育については、処分後医業を再開する可能性があることが前提であるので、医業停止処分を受けた者を対象として想定する。

免許取消処分については、免許の再交付がなされる例があるものの、再交付および医業への復帰を前提とした行政処分ではないことから、免許取消を受けた者については、再教育の対象とはならない。ただし、将来的に免許の再交付がなされる場合においては、再教育を義務付けることが適当である。」

「② 技術研修について

医療技術に関する再教育（技術研修）については、個々の行政処分の理由に応じて実施する。技術研修は、原則として、医療事故を理由とした行政処分の場合及び医業停止期間が長期に及ぶ場合の被処分者を対象とすべきである。医療内容によらない行政処分の場合については、処分期間が長いもの及び特段の理由により医療技術の評価を要する場合等を除いては、原則として技術研修を要しないと考えられる。」

「6-5 免許取消処分を受けた場合の再教育の取扱いについて

免許取消処分を受けた場合には、医業に復帰することを前提としているので、再教育は不必要と考えられる。しかし、再免許を与える場合には、その条件として再教育が課されるべきである。」

*「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

1－3 再教育の修了評価について

薬剤師法第8条の2第2項においては、再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録することとされている。

(再教育研修)

第8条の2 (略)

第2項 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。

[論点1] 何をもって再教育を修了したこととするか。再教育の修了についてどう考えるか。

◆これまでに出された意見

- ・ 医師は、助言指導者と被処分者が十分な技能を修得できたという研修評価書に同意して復帰するので、薬剤師もそのような対応が必要。
- ・ 薬剤師は、薬に関して熟知していないと業務が遂行できない専門家。(医師の場合とは多少異なる。)
- ・ 薬剤師研修センターに大きな役割(研修終了の確認、助言指導者の育成)を担つてもらうことに期待。
- ・ 薬剤師研修センターがどこにどう関わるかで、ある程度方向付けができるのではないか。
- ・ 薬剤師の場合も、助言指導者を前提で考えるのかどうか検討すべき。
- ・ 条文上、研修は、業務再開の前提条件ではない。罰金50万円を支払えば第32条の問題のみである。(再掲)
- ・ 医師の場合、第三者がないが、薬剤師は研修センターがある。

考え方(案)

再教育に係る研修の受講・修了のみならず、修了評価に一定の基準が必要である。

[医師の場合]

「4－4 再教育の修了評価基準

再教育の内容は、個々の処分の理由及び被処分者の置かれている状況等によって個別に異なるものである。しかし再教育修了の際には、個別事情の如何に関わらず、一定の基準を達成していることが期待される。

この基準は、被処分者が医業を再開することについて、国民の納得が得られるという観点で定められるべきである。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点2] 再教育の修了に当たって一定の基準を達成していることを求める場合、その基準についてどう考えるか。

- (1) 「倫理の保持に関する研修」の修了に当たって達成しているべき基準についてどう考えるか。
- (2) 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の修了に当たって達成しているべき基準についてどう考えるか。

◆これまでに出された意見

考え方（案）

倫理研修及び技術研修それぞれの場合について、修了評価にあたっての基準が必要である。基準の内容については、一般的事項、処分事由に直接関わる事項、業務停止期間が長期に及ぶ場合や再免許を受ける場合に区分して、今後、具体化する。

[医師の場合]

「4-4 再教育の修了評価基準

助言指導者は以下に示すような基準に基づいて被処分者に対する研修評価書を作成し、国はその基準を達成しているか否かをもとに再教育修了の認定を行うことが考えられる。

① 倫理研修

一般的な事項

- 医療を支えている法制度や診療報酬制度について、基本的な理解がある。
- 医師に求められる職業倫理について、基本的な理解がある。
- 医療現場において患者が置かれている立場について、基本的な理解がある。

行政処分を受けた理由に直接関わる事項

- 行政処分を受けるに至った理由に対し、積極的に向き合い、反省し、再び同様の問題を起こさない決意が確認できる。
- 行政処分を受けるに至った理由の背景として存在する、自分自身の内的要因を洞察し、改善を図る取組みができる。
- 行政処分を受けるに至った理由の背景として、自身の責によらない外的要因がある場合には、そうした要因の改善に向けての働きかけができる。
- 行政処分を受けるに至った理由に、直接的な被害者が存在する場合には、被害者の心情に思いを致し、被害者が望む場合には被害者に自分の気持ちを伝えることができる。

② 技術研修

医療事故を理由とした行政処分の場合

- 医療事故を引き起こした領域における被処分者の医学知識・医療技術が、当該領域において問題がないことが確認できる。
- 仮に、医学知識・医療技術に問題があると考えられる場合は、被処分者が自分自身の医学知識・医療技術において欠落している部分を客観的に認識し、そうした認識に基づいて追加的研鑽等を積むとともに、医師の職業倫理に従って、医業再開後の再就職先を、自ら適切に選択できる。

医業停止期間が長期に及ぶ場合

- 自らの置かれた状況に基づき、医業再開後の業務内容を適切に選択できる。
- 被処分者の医学知識・医療技術が、医業再開後の医療現場において問題がないことが確認できる。
- 仮に、医学知識・医療技術に問題があると考えられる場合には、被処分者が自分自身の医学知識・医療技術において欠落している部分を客観的に認識し、そうした認識に基づいて適切な研鑽を積むとともに、医師の職業倫理に従って診療内容や治療対象を、自ら適切に選択できる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）